

(規約例)

甲 乙 会 規 約

第1条 (名称・所在地)

本会は、甲乙会と称し、主たる事務所を那覇市におく。

第2条 (目的)

本会は、山川琉造の政治活動を後援することにより、県政の発展と県民生活の向上を図り、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

代表者 (会長)	1名
副会長	2名
幹事	若干名
会計責任者	1名
会計責任者の職務代行者	1名

役員は、会の実態に合わせて定めることとするが、設立届に記載された「代表者」「会計責任者」は必ず、役員としておくこと。

被推薦者名は、仮に後援会名がカナ書でも、本名を記入すること。

第6条（役員を選出）

役員は総会において選出する。

第7条（会議）

- 1 代表者（会長）は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 代表者（会長）は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額2,000円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で施行する。

附 則

本規約は、平成〇年4月24日から施行する。

会費は、実際に徴収する場合にその金額を記入すること。

会計年度の区分は、収支報告の期間と合うように暦年とすること。

↑
施行年月日は、設立届の中の「組織年月日」及び各役員「選任年月日」と原則として一致すること。

- (注)
1. この規約は、標準的なものを示したものであるため、各団体は、それぞれ団体の実態と合致するように必要な事項を加え、不用な事項を削除して規約を定めること。
 2. 訂正等については、各条文横の空スペースに「何字訂正（挿入又は削除）」と記入して、会印を押すこと。